

令和 6 年度

## 幼稚園等初任者研修実施要領等

- 1 幼稚園等初任者研修実施要領
- 2 幼稚園等初任者研修年間研修計画
- 3 幼稚園等初任者研修に係る会計年度任用職員（非常勤講師）取扱要領
- 4 幼稚園等初任者研修の関係法令

岩手県教育委員会



# 幼稚園等初任者研修実施要領

## (目的)

第1 幼稚園等初任者研修は、幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の初任者に対して、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

## (対象)

第2 幼稚園等初任者研修の対象となる教員は、次に掲げる者（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定するものを除く。）とする。

- (1) 市町村立の幼稚園の教諭に新たに採用された者
- (2) 県立の特別支援学校の幼稚部の教諭に新たに採用された者
- (3) 市町村が設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭に新たに採用された者

2 県教育委員会、市町村教育委員会（初任者の所属する幼稚園を所管する教育委員会をいう。以下同じ。）又は市町村担当課（以下「市町村教育委員会等」という。）は、その所管する幼稚園等の初任者について、年間研修計画に従い、一年間の研修をするものとする。

## (研修)

第3 幼稚園等初任者研修において実施する研修は、次の表のとおりとする。

研修の種類	日数	研修実施機関	研修対象者
1 園内研修	10	初任者 所属幼稚園等	所属幼稚園等の初任者
2 園外研修	(1) センター研修Ⅰ	2 県立総合教育センター	初任者全員
	(2) センター研修Ⅱ	3 県立総合教育センター	初任者全員
	(3) センター研修Ⅲ	3 県立総合教育センター	初任者全員

※ ただし、市町村が設置する幼保連携型認定こども園の園内研修については、設置者の判断により実施するものとする。

## (運営協議会)

第4 次の事項について協議を行うため、県教育委員会に、幼稚園等初任者研修運営協議会を設置する。

- (1) 年間研修計画
- (2) その他幼稚園等初任者研修の実施上の諸問題

2 幼稚園等初任者研修運営協議会の組織、運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

## (年間研修計画)

第5 県教育委員会は、第3の表に掲げる研修について、年間研修計画を作成するものとする。

## (年間指導計画書)

第6 園長（県立の特別支援学校の幼稚部にあっては、校長）は、県教育委員会が作成した年間研修計画に基づき、当該幼稚園等における年間指導計画を作成するものとする。

2 園長（県立の特別支援学校の幼稚部にあっては、校長）は、年間指導計画を作成した場合は県教育委員会に提出するものとする。この場合において、各園は当該園を所管する市町村教育委員会等、教育事務所を経由するものとする。

**(年間指導報告書)**

**第7** 園長(県立の特別支援学校の幼稚部にあっては、校長)は、年間指導計画の実施結果を取りまとめ、県教育委員会に報告するものとする。この場合において、各園は当該園を所管する市町村教育委員会等、教育事務所を経由するものとする。

**(非常勤講師による指導等)**

**第8** 県教育委員会は、第3の表に規定する園内研修を実施するため、初任者の所属する公立幼稚園等に、非常勤講師を派遣するものとする。初任者1人に非常勤講師1人を派遣するものであるが、同一公立幼稚園等に複数の初任者が配置されている場合や初任者の保育経験等の状況により、非常勤講師の派遣人数及び派遣時間を減らすことができるものとする。

- 2 非常勤講師は、園長(県立の特別支援学校の幼稚部にあっては、校長。以下同じ。)等の指導の下に、年間指導計画に従い、初任者に対する指導及び助言を行うものとする。
- 3 非常勤講師は、園長等の指導の下に、年間を通じて系統的、組織的な研修が行われるようしなければならない。
- 4 非常勤講師の派遣等に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

**(実施体制等)**

**第9** 県教育委員会は、幼稚園等初任者研修の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な指導及び助言を行うものとする。

**(補 則)**

**第10** この要領に定めるものの他、幼稚園等初任者研修の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

**附 則**

- この要領は、平成4年4月1日から施行する。  
この要領は、平成12年4月1日から施行する。  
この要領は、平成17年4月1日から施行する。  
この要領は、平成19年4月1日から施行する。  
この要領は、平成21年4月1日から施行する。  
この要領は、平成24年4月1日から施行する。  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
この要領は、平成27年4月1日から施行する。  
この要領は、平成28年4月1日から施行する。  
この要領は、令和2年4月1日から施行する。  
この要領は、令和3年4月1日から施行する。  
この要領は、令和4年4月1日から施行する。  
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

# 幼稚園等初任者研修年間研修計画

初任者は、1年間、園内において、園長及び非常勤講師の指導の下に研修を受けるとともに、園外においては、県教育委員会が計画し、実施する研修を受けるものとする。

本年度の研修計画は、幼稚園等初任者研修実施要領第5の規定により、次のとおりとする。

## 1 研修内容

### (1) 園内研修（年間10日間）

初任者が所属する幼稚園等において作成する年間指導計画に基づき、保育等に関する具体的な研修を行うとともに、事務処理や幼児教育全般について実地に即した研修を行う。

### (2) 園外研修（年間8日間）

教員としての保育指導のうち基礎的理論や指導法及び実技に関する研修及び現代的教育課題に関する研修を行う。

## 2 研修全体計画（別紙1）

## 3 年間研修計画

### ○ 園内研修（10日間）

所属園等の園長は、「幼稚園等年間研修内容例」（別紙2）を参考の上、年間指導計画書を作成し、実施する。

### ○ 園外研修（8日間）

#### (1) センター研修Ⅰ（研修コード：1101）

・期日：5月30日（木）～5月31日（金）<2日間>

・会場：県立総合教育センター、県内幼稚園

幼児期の現状と課題及び幼児期の教育の基本的な内容について理解を深めるとともに、教員としての使命感を養い、実践的指導力を育成する。

研修内容	講師
・講義 初任者に望むこと	義務教育課長 (いわて幼稚教育センター長)
・講義 幼児期の教育の現状と課題	指導主事等
・講義 幼児期の教育の基本	指導主事等
・研究協議 保育上の課題－保育参観に向けて－	研修指導主事等
・講義と演習 特別な支援を必要とする子どもたちへの理解と支援	研修指導主事等
・講義と参観 保育者の役割と保育の実際	園長等
・演習 保育参観から学んだこと	研修指導主事等
・講義と演習 豊かな言語感覚を育む絵本や言葉遊び	研修指導主事等
・講義と演習 指導計画作成の基本Ⅰ	研修指導主事等

(2) センター研修Ⅱ（研修コード：1102）

- ・期日：9月3日（火）～9月5日（木）<3日間>
- ・会場：県立総合教育センター、県内幼稚園

主体的に研修する態度を養うとともに、講義や演習等を通して、幅広く教育的経験をすることによって、実践的指導力を高める。

研修内容	講師
・講義と演習 発達に応じた造形表現活動	研修指導主事等
・講義と演習 保育に生かすカウンセリングの基礎・基本	研修指導主事等
・講義と演習 指導計画作成の基本Ⅱ	研修指導主事等
・講義と演習 保育記録の整理と評価	研修指導主事等
・講義と参観 充実した園生活のための環境構成と援助の在り方	園長等
・講義と演習 育ち合いを促す学級経営	指導主事等
・講義と演習 発達に応じた運動的な遊び	教諭等

(3) センター研修Ⅲ（研修コード：1103）

- ・期日：10月30日（水）～11月1日（金）<3日間>
- ・会場：県立総合教育センター、県内幼稚園

保育記録や指導要録等についての理解を深めるとともに、保育参観や研究協議等を通して、自己の保育を振り返り、よりよい保育を求めて自己研修に努める姿勢を養う。

研修内容	講師
・講義と演習 指導要録の概要・記載の実際	指導主事等
・講義と演習 幼児理解と指導援助の視点－保育参観に向けて－	研修指導主事等
・講義と演習 豊かな感性や表現を育む音楽的な遊び	研修指導主事等
・講義と参観 充実した園生活のための環境構成・援助の実際	園長等
・演習 保育参観から学んだこと	研修指導主事等
・講義と演習 感性や思考力の基礎を育む環境との関わり	研修指導主事等
・講義と演習 保護者との関係づくりと支援の在り方	研修指導主事等
・講義と演習 幼児教育と小学校教育の接続	指導主事等
・実践発表 私の保育実践（研修者の発表）	研修指導主事等

#### 4 研修の運営

(1) 園内研修

当該幼稚園等が計画し、実施する。

(2) 園外研修

県教育委員会が計画し、県立総合教育センターが実施する。

#### 5 幼稚園等初任者研修年間指導計画書及び年間指導報告書

関係幼稚園等の園長は、当該幼稚園等における対象者ごとに幼稚園等初任者研修年間指導計画書・報告書<様式1>を作成し、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、市町村立幼稚園等にあっては所管する教育委員会等、教育事務所を経由するものとする。

(1) その年度の4月末日までに提出するもの（令和6年4月30日（月））

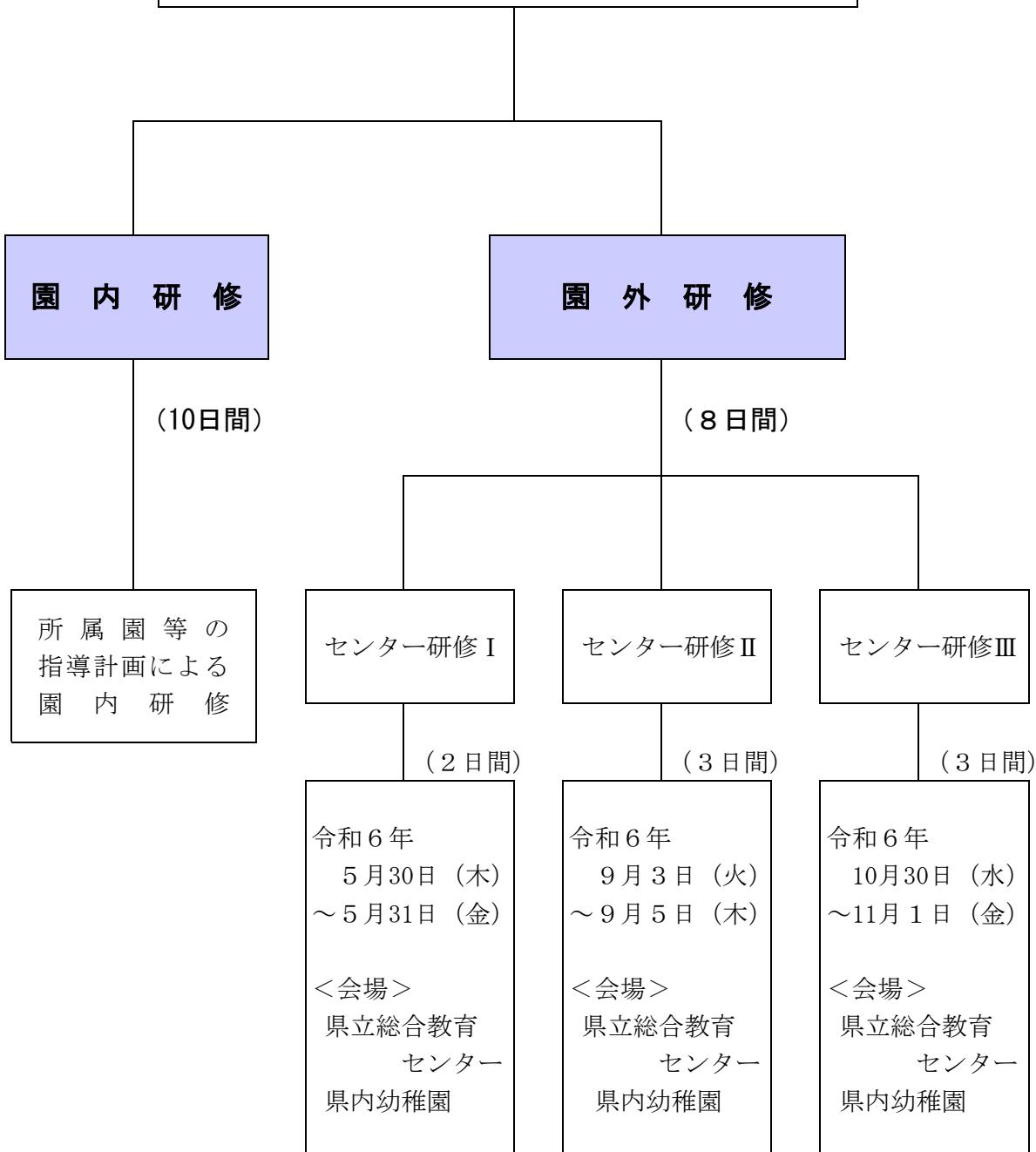
幼稚園等初任者研修年間指導計画書 <様式1>

(2) その年度の2月末日までに提出するもの（令和6年2月28日（金））

幼稚園等初任者研修年間指導報告書 <様式1>

令和6年度

## 幼稚園等初任者研修全体計画



## 幼稚園等年間研修内容例

	園内研修	園外研修
保育者としての素養	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育者の研修と自己成長</li> <li>○ 園内研修会への対応</li> <li>○ 幼稚園等の教育目標とその具現化</li> <li>○ 教師と幼児の人間関係づくり</li> <li>○ 復興教育</li> <li>○ 同僚性の涵養</li> <li>○ 実践的研究の進め方</li> <li>○ 学級事務の進め方</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児期の教育の現状と課題</li> <li>○ 幼児期の教育の基本</li> <li>○ 教育目標と教育課程</li> <li>○ 保育者の役割と保育の実際</li> <li>○ 幼児理解と指導援助の視点</li> <li>○ 保育指導上の課題と解決に向けて</li> <li>○ 実践交流</li> <li>○ 保育参観</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
実践力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの理解と指導の実際</li> <li>○ 協同性を育む学級づくり</li> <li>○ 幼児教育における評価の考え方</li> <li>○ 週案、日案の作成の方法</li> <li>○ 保育記録の取り方と指導要録の記入の実際</li> <li>○ 遊びや生活の指導の実際</li> <li>○ 子ども理解に基づいた環境構成</li> <li>○ 子ども理解に基づいた援助の在り方</li> <li>○ 特別な配慮を必要とする子どもへの指導</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児の発達の理解</li> <li>○ 指導計画作成の基本</li> <li>○ 幼児理解に基づいた指導計画の作成</li> <li>○ 保育記録の整理と評価</li> <li>○ 指導要録の概要・記載の実際</li> <li>○ 幼児理解に基づく指導援助の在り方</li> <li>○ 充実した園生活のための環境構成と援助の在り方</li> <li>○ 保育指導の実際</li> <li>○ 発達に応じた運動的な遊び</li> <li>○ 豊かな感性を育む表現遊び</li> <li>○ 発達に応じた言語環境と言語活動の充実</li> <li>○ 保育に生かすカウンセリングの基礎・基本</li> <li>○ 特別な支援を必要とする子どもたちへの理解と支援</li> <li>○ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
マネジメント力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園等の組織と運営</li> <li>○ 園務分掌の理解</li> <li>○ 行事の考え方と実際</li> <li>○ 学級経営の計画と評価（学期、年度）</li> <li>○ 健康・安全教育、食育の進め方</li> <li>○ 保護者の理解と家庭との連携の在り方</li> <li>○ 子育て支援の在り方</li> <li>○ P T A 組織と運営</li> <li>○ カウンセリングマインドを生かした教育相談の進め方</li> <li>○ 地域の理解と活用</li> <li>○ 体験的研修</li> <li>○ 家庭や地域社会との連携</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育ち合いを促す学級経営</li> <li>○ 保護者との関係づくりと支援の在り方</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

&lt;年間研修内容例利用に当たっての留意事項&gt;

- 1 3領域に分けて研修内容例を示しているが、研修項目を設定するに当たっては、必要に応じて領域間の統廃合を行ったり、加除したりする等、地域や幼稚園等、研修者の実情（経験年数、課題意識等）に応じて適切な計画を立てるよう工夫すること。
- 2 研修項目の実施に当たっては、それぞれの内容に応じて適切な所要時間を設定すること。

<様式 1 >

## 幼稚園等初任者研修年間指導計画書・報告書

市町村名

所属園名

園長名

1 初任者氏名

※研修対象者ごとに別葉とすること  
※計画書として提出する際

2 非常勤講師

(住所)

(氏名)

幼稚園等初任者研修年間指導計画・報告書

※報告書として提出する際

幼稚園等初任者研修年間指導計画・報告書

提出の際にはこの書き出しが削除すること。

3 計画作成上の留意事項

(1)

(2)

(3)

※実際に研修した日を記入すること。  
(計画書として提出する際には未記入)  
提出の際にはこの書き出しが削除すること。

4 年間指導計画及び指導の概要

月	日	指導内容	日数	指導形態・資料等	園外研修	実施日
合計日数（日）						

5 成果と課題（園長所見）

※計画の段階では記入しないこと。

※報告の際に、園長が初任者研修における研修者の成果と課題について記入すること。

提出の際にはこの書き出しが削除すること。

## 幼稚園等初任者研修年間指導計画書・報告書

市町村名 △△市  
 所属園名 ▲▲▲園  
 園長名 ○○ ○○

1 初任者氏名 ◎◎ ◎◎

2 非常勤講師

(住所)  
(氏名)

幼保連携型認定こども園は、なし

※地域のアドバイザー等を活用してください。

### 3 計画作成上の留意事項

- (1) 幼稚園等初任者研修実施要領の目的を踏まえ、園内研修が実施できる体制を整える。
- (2) 本園の研究計画とのかかわりを持たせた研修計画とする。
- (3) 保育教諭としての資質向上及び自己の課題に応じた研修内容とする。

### 4 年間指導計画及び指導の概要

月	日	指導内容	日数	指導形態・資料等	園外研修	実施日
5	19	週日案の作成について	1	各クラスの週日案	センター研修Ⅰ (5/30~5/31)	5/19 5/30~ 5/31 6/19
6	19	幼児理解に基づいた援助 ・本日の保育をもとに	1	市幼児教育アドバイザーによる実施指導。週日案		
7	14	1学期の学級経営反省と2学期の計画	1	全体的な計画、1学期学級経営反省		7/17
8	22	行事の考え方と計画 ・運動会にかかわって	1	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、運動会実施計画		8/22 9/5~7
9	22	保護者支援の実際 ・面談の進め方	1	園長講話。連絡ノート、面談実施計画	センター研修Ⅱ (9/5~7)	9/22
10	12	公開研究会から学んだこと	1	公開研究会資料、分科会記録		10/12
10	20	特別支援教育について	1	「支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド」(R3.3県教委発行)		10/20
11	17	保育記録について	1	日々の記録	センター研修Ⅲ (10/31~11/2)	10/31~11/2 11/17
12	14	2学期の学級経営の反省評価	1	2学期学級経営反省		12/14
1	25	年度末の事務処理について	1	「幼保連携型認定こども園園児指導要録」用紙		1/25
合計日数(日)			10		8	

### 5 成果と課題(園長所見)

- ・研修単位は1日を基本とするが、保育時間も研修目的を明確にして実施し、それを基に協議等をすることで、研修時間に含むこととする。
- ・認定こども園においては、園事情により日数は10日以下でも構わないが、できるだけ研修機会の確保に努めること。

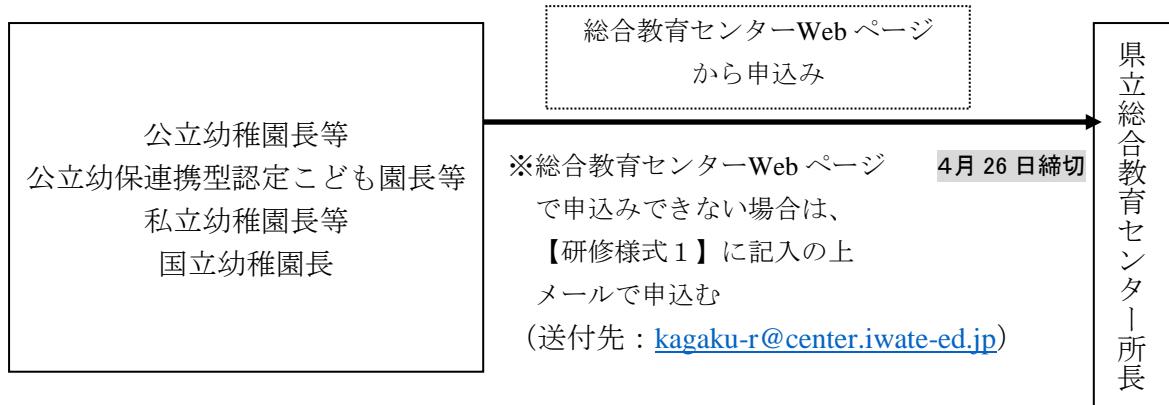
# 園外研修の申込方法等について

## 1 受講について

- ・公立幼稚園教諭及び公立幼保連携型認定こども園保育教諭は、悉皆研修（該当者は全員）とし、全講座を受講すること。
- ・私立幼稚園教諭等は、園長等の判断による希望研修とするが、可能な限り全講座を受講することが望ましい。園の事情等により、全講座を受講することができない場合は、4年の範囲内で分散して受講することができる。
- ・幼稚園教育要領等に基づいた内容が中心となる。

## 2 申込方法

幼稚園長等は、令和6年4月26日（金）までに、総合教育センターWebトップページの「幼児教育」バナーから申し込むこと。（パスワード：youhoko）



## 3 その他

- ・総合教育センターWeb ページを利用できない場合の様式は、岩手県教育委員会発行の「令和6年度教職員研修の手引」の【研修様式1】を用いること。
- ・研修者がやむを得ない理由（病気等）により欠席する場合は、所属長から県立総合教育センター所長宛てに、「令和6年度教職員研修の手引」の【研修様式3】により、メールで欠席届を提出すること。（送付先：[kagaku-r@center.iwate-ed.jp](mailto:kagaku-r@center.iwate-ed.jp)）
- ・問合せ先

岩手県立総合教育センター 〒025-0395 岩手県花巻市北湯口 2-82-1

【幼稚園等初任者研修講座担当】 企画担当 TEL 0198-27-2833

# 幼稚園等初任者研修に係る 会計年度任用職員（非常勤講師）取扱要領

## （趣旨）

**第1** この要領は、幼稚園等初任者研修実施要領（平成4年3月31日付け教指第1252号教育長決裁。以下「初任研要領」という。）第8第4項の規定に基づき、幼稚園等初任者研修に係る会計年度任用職員（非常勤講師）（以下「非常勤講師」という。）の任用、給与その他の身分取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

## （任用手続）

**第2** 県教育委員会は、初任研要領第3の規定による園内研修を実施する場合において必要なときは、非常勤講師を任用するものとする。

2 県教育委員会は、前項の規定により非常勤講師を任用し、教育事務所又は県立の特別支援学校に勤務を命ずるものとする。

## （派遣の取扱い等）

**第3** 市町村教育委員会は、県教育委員会に非常勤講師の派遣を要請しようとするときは、非常勤講師派遣申請書＜様式第1号＞を、当該市町村を所管する教育事務所を経由して県教育委員会に提出するものとする。

2 県教育委員会は、市町村教育委員会の要請に応じ、園内研修の実施日に非常勤講師を初任者の属する幼稚園に派遣するものとする。

3 市町村教育委員会は、非常勤講師の毎月の勤務状況を、翌月2日までに非常勤講師勤務状況報告書＜様式第2号＞により、教育事務所に報告するものとする。

## （任用期間）

**第4** 非常勤講師の任用期間は、県教育委員会により任用された日から当該任用された日の属する年度の3月31日までの間において、県教育委員会が定める日までの期間とする。

## （給与等）

**第5** 非常勤講師の給与は、次のとおりとする。

(1) 非常勤講師の報酬、期末手当、通勤手当に相当する費用弁償及び各種手当に相当する報酬は、別に定める。

(2) 非常勤講師の報酬は、1月の勤務実績に基づき、翌月15日に支給するものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その翌日以後の日であって15日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日とする。

(3) 非常勤講師が職務のため旅行した場合には、その費用を弁償する。この場合においては、行政職給料表の2級の職にある者に対して支給される旅費の額に相当する額を支給するものとする。

## （勤務日）

**第6** 非常勤講師の勤務日は、週4日以内で所属長が定める日とする。

## （勤務時間）

**第7** 非常勤講師の勤務時間は、1日7時間以内で所属長が定める時間とする。ただし、1週間にについて28時間を超えてはならない。

2 非常勤講師には、時間外及び休日には勤務を命じないものとする。

## （休暇）

**第8** 非常勤講師の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

2 休暇の取扱いについては、会計年度任用職員の給与等に関する条例の定めるところによる。

(服 務)

第 9 非常勤講師の服務については、常勤職員の例による。

(分限及び懲戒)

第 10 非常勤講師の分限及び懲戒については、常勤職員の例による。

(公務災害補償)

第 11 非常勤講師の公務災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

又は県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 42 年岩手県条例第 35 号）の定めるところによる。

(費用負担)

第 12 市町村教育委員会が所管する幼稚園等に派遣される非常勤講師に係る報酬及び費用弁償は、県教育委員会が負担し、支給する。

(補 則)

第 13 この要領により難い事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

<様式第1号> (第3関係)

第 年 月 号

岩手県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会

### 非常勤講師派遣申請書

幼稚園等初任者研修に係る園内研修を実施するため必要なので、非常勤講師の派遣を下記のとおり申請します。

記

幼稚園等の名称	
派遣を受けたい日	園内研修実施予定日 (計10日間) 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日、 月 日
摘要	

備考：初任者の所属する幼稚園ごとに別葉とすること。

(A 4)

<様式第2号> (第3関係)

第 年 月 号

教育事務所長 様

市町村教育委員会

### 非常勤講師勤務状況報告書

月分

氏名		
幼稚園等の名称		
勤務の状況	派遣を受けた日(曜日)	園内研修に従事した時間
	日( )	時間
	日( )	時間
	日( )	時間
計	日	時間
特記事項		

(A4)

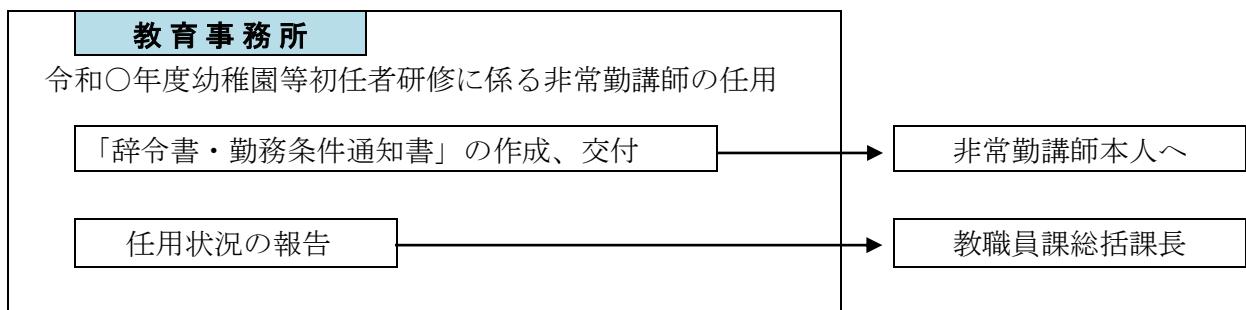
## 幼稚園等初任者研修に係る会計年度任用職員 (非常勤講師) 任用のための確認事項

### 1 任用上の注意

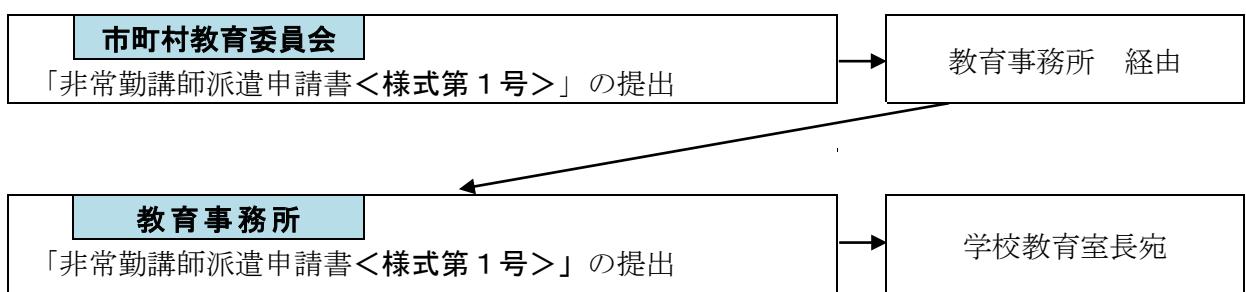
- 任用： 「幼稚園等初任者研修に係る会計年度任用職員（非常勤講師）取扱要領」第2により県教育委員会（教育事務所）が公募・任用し、同第2第2項により教育事務所又は県立の特別支援学校に勤務を命ずる。  
したがって、辞令は「会計年度任用職員（非常勤講師）」として任用し、「教育事務所又は県立の特別支援学校勤務を命ずる」ことになる。  
なお、非常勤講師は健康診断を受けること。
- 派遣： 「幼稚園等初任者研修に係る会計年度任用職員（非常勤講師）取扱要領」第3第2項により、園内研修の実施日に幼稚園等に派遣する。  
したがって、県教育委員会から幼稚園等に派遣するものであり、市町村との派遣契約はせず、協定書の作成は行わない。  
(小・中学校の初任者研修の非常勤講師の場合とは異なる。)  
なお、辞令にも市町村への派遣の記述は行わない。

### 2 任用手続き

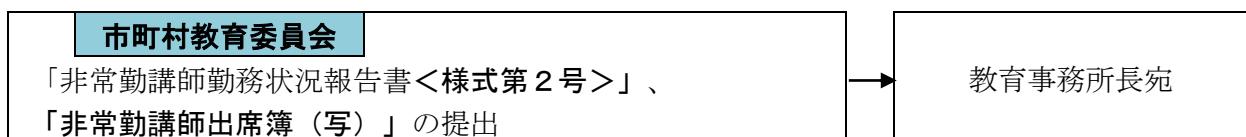
#### ○ 任用



#### ○ 派遣申請



#### ○ 勤務状況の報告



## ◇ 幼稚園等初任者研修の関係法令

### ○ 教育公務員特例法

(初任者研修)

**第二十三条** 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2～3（略）

#### 附則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

**第五条** 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

- 2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。
- 3 第十二条第一項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については、適用しない。

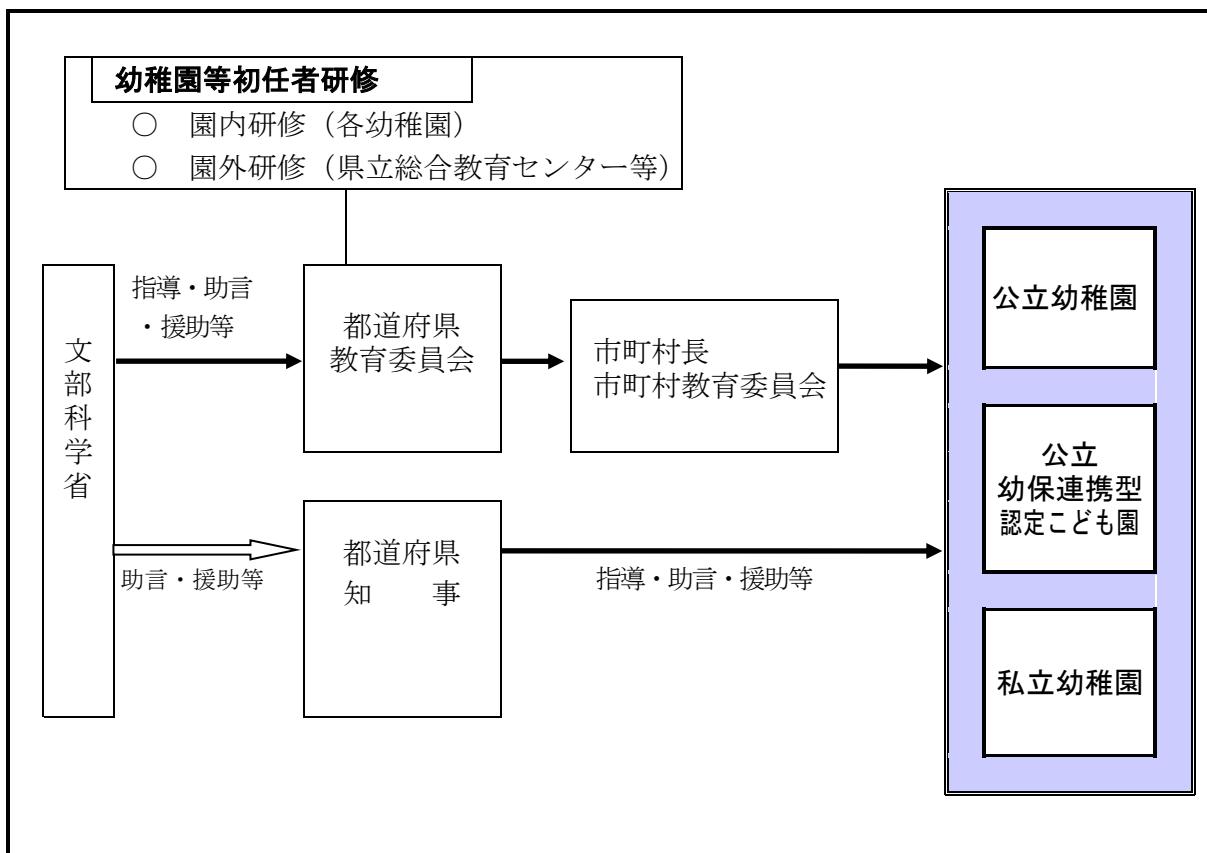
### ○ 教育公務員特例法施行令

(初任者研修の対象から除く者)

**第三条** 法第二十三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 臨時に任用された者
- 二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの。
- 三 教育職員免許法第四条第三項に規定する特別免許状を有する者
- 四 会計年度任用職員
- 五（略）

## ◇ 幼稚園等初任者研修と行政の仕組み



※子ども・子育て支援新制度により、幼保連携型認定こども園保育教諭の初任者研修については、実施主体の保健福祉部が規定している。そのうち、園外研修において、県教育委員会が実施する研修に参加する規定となっているものである。